

Title	ドイツ社会民主党初期の財政論
Sub Title	The fiscal thought of German social-democratic party in its early years
Author	大島, 通義
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.4 (1957. 4) ,p.297(67)- 311(81)
JaLC DOI	10.14991/001.19570401-0067
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19570401-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

de Karl Marx," Librairie Marcel Riviere et Cie Paris, 1956, p. 206) のように Dietz の 'Ausgewählte Briefe' (1953) にも 'Briefe über „Das Kapital“' (1954) にも所収されているが、原文は知るよしもないので、ドイツ語訳によるこの言葉のある箇所を示せば次の如くである。

Was die agrarische Krise angeht, so wird sie sich entwickeln, an Stärke zunehmen und langsam zu einem Höhepunkt kommen, um eine völlige Revolution in den ländlichen Eigentumsverhältnissen mit sich zu bringen, ganz unabhängig von den Zyklen der kommerziellen und industriellen Krisen. [Die Briefe von Karl Marx und Friedrich Engels an Danielson (Nikolaj-on), herausgegeben und eingeleitet von Kurt Mandelbaum, 1929, S. 24.]

ところで、この ganz 以下がいずれにかかるか、すなわち「商工業の周期とは全く無関係に、農業恐慌は発展し……」と読むべきか、あるいは「商工業の恐慌の周期とは全く無関係に、土地の所有関係に完全な革命を齎らす……」と読むべきかが問題となるわけである。ツアルガは前者のごとく読んでいる(ツアルガ、前掲書、第一巻、第一部、四八—九頁をみよ)ようであるが、マルクスは、ここでは地代を問題にしているのであるから、後者のごとくに読むべきではなからうか? 試みに、マルレーン

全集、改造社版では「農業恐慌について言うならば、それは発育し、強大を増し、漸次頂点に達し、商業的および工業的恐慌の週期とは全く独立に、土地所有関係に完全な革命を齎らすでしょう」(第二十一巻、一四三頁)と、後者のごとくになっている。リヒホマンも、イタリックによる強調(стр. 58)から前者の如くを讀んでいるように思われ、邦訳書は前者の如くに訳している(六四頁)が、ドイツ語は《Что касается сельскохозяйственной кризиса, то он будет постепенно усиливаться, развиваться и мало-по-малу достигнет своей вершины, неся с собою настоящую революцию в отношениях земельной собственности, совершенно независимо от циклов торгово-промышленных кризисов》. となつてゐるので、前述の理由から後者の如くに読むべきではなからうかと考へる。

(註12) 栗原、前掲書、三四頁。

(註13) —(註14) 同上、三五頁。

(註15) —(註16) 同上、三七頁。

(註17) 拙稿「恐慌の資本制的性格といはゆる „Der letzte Grund“ についで」『三田学会雑誌』昭和二十九年八月号、四四頁。(註18) Marx, K.: Theorien über den Mehrwert, herausgegeben v. K. Kautsky, Stuttgart 1921, Bd. II/2, S. 293.

〔附記〕本稿は、文部省、昭和三十一年度科学研究助成補助金による「助成研究」の一部をなす。

ドイツ社会民主党初期の財政論

大 島 通 義

- (一) はし が き
- (二) ラッサールの国家財政批判
- (三) 社会民主党の財政論
- (四) むすびにかえて

——エルフルト綱領その他——

(一) はし が き

ドイツの近代財政思想の発展に関する従来の研究は、シュタインやワグナーその他のいわゆる「財政学者」の思想の発展の系譜をあらとづけることに終始していたように思われる。しかし、われわれがこれを生きた社会的関連のなかで把握しようとするならば、もう一つの思想の流れ、すなわち社会民主主義の立場に立つ思想の流れにも目を注ぐことが必要になってくる。

このことは、次のような事情を見ると、一層明確に理解しうるであろう。たとえば、ドイツの近代財政学の創始者とも代表者とも

ドイツ社会民主党初期の財政論

見られるアドルフ・ワグナーの場合、彼の生涯は、大学の財政学教授たることにのみ限られたものではなかった。彼は、政治的には保守党に属し、プロイセン下院、のちには上院の議員をつとめ、後年はキリスト教労働党の指導者でもあったのである。ワグナーが社会政策や財政政策について発言していったのは、まさに、このような彼の政治的・社会的生活においてであったのである。彼が唱導した国家社会主義は、ビスマルクの政治に対して強度の親近性を示すものであったと同時に、(また、それゆえに) 反ホーヘンツォレルン家的・革命的な社会主義政党たる社会民主党の運動に対しては強い反撥を示すのみでなく、むしろこれを意識的に克服しようとするものであった。彼の財政学とこのようなイデオロギーとの関連についてはあらためて別の機会に考察することとして、いまの場合は、彼の理論の形成における一つの契機として社会民主主義があったことを指摘すればたりるのであろう。

われわれは、このようにドイツ財政思想における社会的関連を重

視することから、その一環として社会民主党の財政論をとりあげてみたいと思う。

社会民主党は、一九世紀において世界最大のマルクス主義政党であった。この党は、初期においては、いくたびか混乱と対立を経験しながらも、マルクスやエンゲルスの助言をえて、次第に明確にマルクス主義理論を自己の支柱とし武器とするに到るのである。この歩みのなかで、社会民主党は国家財政制度や財政政策について独自の批判を試みてきた。ラッサールやマルクスもしばしばこれらの問題について重要な発言をおこない、社会民主党の理論と行動に大きな影響をあたえた。従来この問題についてなされてきた研究においては、ラッサールの間接税論の影響を大きく評価し、社会民主党の財政政策論におけるマルクス主義的原則の欠除を指摘する傾向が強かった。そこで、本稿においては、ラッサールの間接税論と社会民主党初期の財政論を考察し、その基本的性格を検討し、従来の見解を吟味してみることとした。

注(1) これらの見解については、例において具体的にふれることとする。

(2) 「初期」としたのは、一応、成立以後ビスマルク体制の崩壊とエルフルト大会までの期間をさす。それ以後については別の機会に考察する。

%を占めるに過ぎず、他の八七%は間接税によって調達されている。^(注3)ラッサールによれば、間接税は主として下層階級によって負担されるものであるから、実質的には、下層階級が国家の収入の大半をまかなっていることになる。従って、現在の国家が間接税制度を大幅に採用していることは、ブルジョアジーの租税負担を免除してこれを下層階級へ転嫁してしまい、下層階級の意志を無視して、高額の直接税を納めるブルジョアジーの意志のみを国家の政治に反映させることになるのである。かかる機構によって成立する現在の政治的支配権は真の意味で「正義」の名に値するものとはいえないとラッサールは断定する。^(注4)

注(1) Mehring, F., Geschichte der Deutschen Sozialdemokratie, 12 Aufl., Bd. III, S. 129.

(2) 村瀬興雄「ドイツ現代史」二二三頁以下を参照のこと。

(3) ラッサールによれば、総歳入(一〇八百万ターレル)のうち、官有財産収入(一一百万)は別として、階級および分類所得税(計一二百万)以外は、地租(二〇百万)も営業税(二百万)もいずれも間接税とみなされうるものだった。この場合、彼が直接税と呼ぶものは、「所得から徴収され、従って所得および資本所有の多少によって定まる租税」を意味し、これに対して、間接税は、個人の欲望に応じて課せられ、納税することをみずから意識せずに、課税によって騰貴した価格で支払うところの租税を意味

ドイツ社会民主党初期の財政論

(二) ラッサールの国家財政批判

ラッサールは通常いわれる意味での財政学者ではない。彼の国家財政に関する見解をあらわすものとして、「労働者綱領」(一八六二年)と「間接税と労働階級の状態」(一八六三年)があげられるのが常であるが、これとても、本来は財政学書たることを目的としたものではなく、前者をめぐる訴訟事件における二つの弁護演説の一つ「他は「学問と労働者」(一八六三年)として世に問われたものであった。こうした事情はともかくとして、彼の間接税論そのものは、間接税の大衆抑圧的な性格に関する「あとにもさきにも例のないほど徹底的で反対のしようのない証明」^(注1)であるとさえ評価されている。

彼が間接税問題を取りあげた意図は、納税選挙制の不平等なこと、従って、現存国家の階級的性格を暴露することにあった。一八四九年五月の欽定三級選挙法によって専制政府が国民に押しつけたこの制度は「租税を多く負担するものは国家に対してそれだけ余分に貢献するから、それだけ多くの権利を持つべきだ」という絶対主義的な考え方を基礎とするものであった。^(注2)すなわち、有権者は直接税納税額によって三階級にわけられ、各階級から同数の代議士選挙人を選出し、これが代議士を選挙するのである。第一階級(富裕階級)の一人は、第三階級(貧困者が多い)一七・五人に相当するというのが当時の実情であった。ところが、一八五五年のプロイセンの租税収入を見ると、選挙権の標準をなす直接税収入は全体の僅か一三

する。地租は穀物の価格に転嫁し、消費者によって支払われるものだという理由で直接税とは認められない。(営業税についても同じだと彼はいう。)

(4) Lassalle, F., Arbeiterprogramm, Gesammelte Reden und Schriften, hrsg. v. E. Bernstein, 1919, Bd. II, SS. 178-83. なお、以下において本書より引用の場合は本文中に(A. P., S. ...)と略記する。また Die Indirekte Steuer und die Lage der Arbeitenden Klassen より引用も前掲版にヨリ。(I. St., S. ...)と略記する。

このようなラッサールの主張は、さきにもふれたように、「労働者綱領」の裁判における反駁という目的があったために、一層詳しく展開されている。その内容を全面的に紹介することは、いまの場合不可能であるから、彼がとくに強調した幾つかの問題に限って考察してみよう。

第一は、間接税と賃金との関連についてである。すなわち、生活必需品に対する課税は、それが慣習的に必要なもの(タバコ・茶・砂糖・酒など)である場合にはもちろんのこと、絶対に必要なもの(たとえば、穀物など)である場合においても、賃金の上昇をもたらすことはないし、従って企業家に転嫁されることもない、と彼は主張する。その根拠が彼の賃金鉄則論であることはいままでもない。たとえば、穀物価格が租税によって騰貴した場合、いろいろな

階級の間で負担を転嫁するための闘争が起る。間接税は労働基金を減少させ、従って労働需要も減少する。一方においては、穀物価格は騰貴しており、労働者の生活を直接的におびやかす。このように経済的に最も弱い労働者が、最も不利な状態に置かれる。賃金水準がすでに極度に押し上げられている場合には、穀物価格の騰貴による労働人口の破壊、従って労働供給の減少となって、賃金が上昇することがありうるが、かかる状態にないドイツの労働者の場合には、現在の賃金において、一層の節約を強制されるのみである。これが彼の一つの主張点であった (I. St. SS. 350-6)。

第二に、彼は、間接税が主として下層階級の負担となっていることを強調する。すなわち、奢侈税による収入は国家の全租税収入においてきわめて僅かな部分を占めるにすぎないものであることを指摘し (Ibid. SS. 364-7)、同時に、下層階級の独占的消費物資である火酒、国内産ブドウ酒、国内産葉巻タバコ等による租税額が、奢侈税収入額をはるかに上廻るものであることを明らかにする (Ibid. SS. 386-93)。彼は、さらに、直接税(階級および分類所得税)においても、その負担は大部分貧困な階級にかかっていることを指摘し (Ibid. SS. 378-86)、また、国家予算のうえでは直接税に編入されている租税でも、それが間接税的な性格のものである場合、たとえば、さきに触れたように地租などにおいては、そのほとんどが下層階級の負担となることを強調している (Ibid. SS. 393-5)。このようにして、生活必需品などに対する間接課税はもろろん、所得税や

地租などのいわゆる直接税の負担も含めて、あらゆる租税負担が結局は下層階級にかかることを、統計的にも理論的にも、彼は実証しようとしているのである。

彼の間接税論の第三の強調点は、間接税制度とブルジョア階級の階級支配との結びつきを立証することであった。「間接税を発明したのは、なるほどブルジョア階級ではなかった。……しかし、ブルジョア階級は、それを初めて前代未聞の一体系にまで発展させ、それに国家需要のほとんど全額を負担させた。」なぜなら、「支配権を持つ特権階級は、いずれも公共の福祉を維持するための費用を、抑圧された非所有階級に転嫁しようとする試みる」ものだからであり、間接税制度こそ、この目的に最もよく合致する機構だからである (A. P. SS. 186)。このような彼の考え方の基礎には、次のような社会観が流れているのである。すなわち、彼は、「政治的な党派の名称としてのブルジョア階級」と、「大きな市民的資産、すなわち大資本」を所有するものとしての大市民 (Großbürger) とを区別して考える。そして、「大市民が大なる資産の事実上の便宜に満足しないので、市民的所有、すなわち資本を、国家に対する支配、国家意志および国家目的の決定の条件として主張しようとするとき、初めて大市民はブルジョアとなり、所有の事実を政治的支配の法的条件とし、その特権の支配的刻印をすべての社会制度に押しつけようとする」ものなのだというのである (Ibid. SS. 172-4)。

注(5) 一八五一年よりプロイセンにおいては、所得千ターレル以下の者は階級税を、千ターレルを超える所得を有する者は所得税を課せられることになった。階級税は、賃金労働を副業とする小地主および小営業者、職工、徒弟および家婢までも課税対象とするものであり、所得税も最高税率百分の三以下というものであり、この両者が広汎な下層階級に負担されるものであり、同時に大所得者にはきわめて影響のすくない租税であったことは事実である (野津高次郎「独逸税制発達史」一一四―六頁)。一八五二年には、階級税の総収入は九二四万ターレル、所得税の総収入は二四二万ターレルであった (ナヒムソン「財政学」阿部勇訳一七〇頁)。

間接税に関するこれらのラッサールの主張の意義を一層明確にするために、同じ問題に関するマルクスの見解を参照しながら、これを検討してみよう。

間接税が徴収される時、その税額が賃金上昇などによって資本家に転嫁されるものではない、その負担は、労働者階級のうえに一層重くのしかかることになる、という点については、マルクスもまた同じように考えていたといつてよいであろう。ことに、彼は初期の論稿において、賃金の最低限を招来するにあずかって力のある事情の一つとして、「租税の増加と国家財政費の増大」をあげ、「賃金の最低限が可能なぎりぎりのところまでまだ低下してしまっ

ていないかぎり、どんな新税でも賦課されればすべて労働者の損害になる」と述べているのである。しかし、この点での両者の一致が、その解明の論理についてもあてはまるものとはいえないであろう。マルクスは、一八七五年に、ラッサールの賃金鉄則を「時代おくれの経済学的見解にもとづく」ものと批判した。マルクスにとって、賃金を下方に押しさげる動因は、資本制的蓄積の一般的法則と産業予備軍の存在によって解明されるべきものであった。しかも、この見地は、マルクスの初期の文献においてすでにわれわれが見出しうるところである。ラッサールが、「間接税は労働者階級の生活水準を……下方へ押しさげる一つの錘 (ein Gewicht) である」(I. St. SS. 353) と論ずる場合、それは、労働者階級に対する追加的搾取の手段としての間接税(あるいは租税一般)の役割を鋭く指摘するものでありながら、そのことと資本制社会全般の運動法則との関連の把握のしかたにおいて、マルクスとことなるものがあつたといわねばならない。

また、マルクスは、ラッサールの学説史上の知識の不正確さをついている。それは、ラッサールが重農主義者の理論を正しく評価していない点についてであった。同時に、マルクスは、ラッサールがリカードの理論を援用しつつ地租の間接税的性格を証明しようとすることに對して、「全く兎戯に類する考え方だと批判している」(註)。

しかし、こうした点での相違以上に重要な問題と思われるのは、ラッサールの間接税論の第三の強調点である「間接税制度とブルジ

「アジの階級支配との関連」をめぐる両者の見解の相違である。マルクスは、間接税をブルジョアジーの租税として把握することは全く兎戯に類するものであり、ブルジョアジーの発達したところでは、間接税の直接税への転化が自由貿易主義者によって要求されていることを指摘する。^(註9) F・メーリングが、ラッサールはマルクスがブルードン批判においていったことを繰り返したに過ぎないと述べて、ラッサールを弁護するもの^(註10)、正鵠を射たものとはいえないであろう。ブルジョアジーの発達の場合と、その世界市場への依存度がことなることによって、その租税政策上の要求もまたことなるものとなること^(註11)というまでもない。

ラッサールをして、客観的事実に照らして容認しがたいこのような論理の飛躍をさせた原因の一つは、彼の社会観にあるように思われる。さきに指摘したように、ブルジョアジーがその政治的社会的特権によって階級支配をおこなうというとき、封建領主もブルジョアジーもともに特権階級として一般化されて、社会経済構造におけるそれぞれの存在様式は深くは究明されない。かかる特権の一つとして単純に免税を想定し、それによって、「間接税制度はブルジョアジーの階級支配の道具である」と結論してしまうのである。彼のかかる社会観には「フォン・シュタインとの共通性さえ見出しうる^(註12)」のであって、マルクスの思考方法との根本的相違はいうまでもない。

このような彼の考え方は、マンチェスター派のブルジョアジーに

対する激しい反感となり、「国家というあの一切の文明を促進させる昔ながらのヴェスタの聖火を、私は諸君(労働者綱領)公判における裁判官達をさす(筆者)」とともに、あの近代の野蛮人(マンチェスター派をさす(筆者))に対して擁護するものである^(註13) (I. St. S. 489) という言葉に結晶する。われわれは、ここに、ラッサールの反資本主義の精神が君主主義的国家の支持へと傾いてゆく可能性を見出しうるであろう。

ラッサールは、その実践的政治的要求として間接税制度の撤廃をかけたたりはしなかった。それは、「普通選挙権から生れる立法機関が存在しないかぎり、どんな徹底的な税制改革も全く不可能だから」であった (I. St. S. 489-70)。しかし、この普通選挙権の要求といい、また国庫補助による生産組合の設立といい、ビスマルクがみずからの支配をうちたてるために利用しうる性格のものであったことは、その後の歴史において明らかであった。

かくて、ラッサールの間接税批判は、それ自体この制度の本質を鋭くつくものでありながら、それを止揚すべき真の道を指示するものではありなかつたのである。

注(6) マルクス『労賃』マルクス・エンゲルス選集第二巻二〇四—五頁。とくに消費税についてこの点を明らかにしたのもとして、マルクス『イギリスの新年算』選集第六巻四六九頁を参照のこと。

Die Deutsche Sozialdemokratie bis zum Fall des Sozialistengesetzes, 1931, S. 13.

(三) 社会民主党の財政論

一八七五年に創立されたドイツ社会民主党^(註14)は、資本制社会そのものに対する根本的な反対者として、また、とくにビスマルク体制の維持にはなんらの利益を持たない階級の政党として出発し、その後次第にその勢力を増強してゆく。ビスマルクがこれを「公安を害すおそれ^(註15)」あるものとして抑圧しようとし、労働者階級をその手から切り離そうとして、あらゆる努力を尽したことはいうまでもない。

ビスマルクはそのボナパルト的支配を遂行するために、みずからの権力の経済的基礎を一層強固にしようとし、財政政策はもっぱらその視点のもとに運用された^(註16)。彼の統治の全期間にわたる財政政策は、およそ次のような構想に裏づけられていた。第一に、保護関税政策の採用。これは、一八七三年以来の恐慌と慢性的不況のなかにあって、少数の大資本とユンカーの利益を擁護しようとするものであった^(註17)。第二に、間接税制度による帝国税制の一層の整備。これは、関税収入と相まって帝国財政の地方財政に対する独自性を強化するためのものであり、同時に、第三に、これによって軍備強化の物質的基礎を形成しようとするものであった^(註18)。これらのために、度重なる関税改革、ある種の産業の国有化・専売、税制改革が計画され、実行されていったのである。

- (7) マルクス『ユータ綱領批判』選集第一二巻二二二頁。
- (8) Marx, K., Briefwechsel mit Engels, Bd. III, S. 136. 訳、マルクス・エンゲルス全集(改造社版)第一九巻九六頁。
- ベルンシュタインは、「リカードの理論は、自然的または人為的に制限された穀物市場を前提としており、プロイセンにおいては、六〇年代には、これに対して穀物の自由貿易が支配的であり、地租が無条件に間接税としての作用を持つはずだとはいえない」という (Lassalles Gesammelte Reden und Schriften, Bd. II, S. 429)。ナヒムソンは、これに反論して、ユンカーの独占的土地所有のもとではラッサールの主張があたりはまるとする(「財政学」訳一一五頁)。この点については、当時の事情について一層詳細に考証する必要がある。
- (9) Loc. cit.
- (10) マルクス『哲学の貧困』選集第一巻四二四頁。
- (11) Mehring, F., op. cit., Bd. II, SS. 350-1.
- (12) ベルンシュタインが指摘するように、ラッサールが「学問と労働者」で欽定三級選挙法を攻撃したとき、その対象は半封建的・警察的・絶対主義的国家権力であり、間接税論においては発達したブルジョア国家であった。この間の理論的混乱は否定しえぬところであろう (Lassalles Gesammelte Reden und Schriften, Bd. II, S. 174.)。
- (13) Oncken, H., Lassalle, 1904, SS. 225-6; Brandis, K.,

われわれは、かかるビスマルク政権の財政政策に対して社会民主党がいかに対応していったかを、以下において明らかにしてゆきたいと思う。

注(1) 正確には、社会主義労働者党 (Sozialistische Arbeiterpartei) であり、「社会民主党」と改称したのは一八九〇年であるが、後の呼び方が一般的には通用しており、また内容的に変化があったわけではないので、以下においては、七五年にさかのぼってこの呼び方を用いる。

(2) 「社会民主主義の公安を害すおそれのある諸企図を取締る法律」というのが、いわゆる「社会主義鎮圧法」の正式の名称である。この法律は一八七八年一〇月に成立し、九〇年まで続けられた。これによって社会主義的・共産主義的傾向の組合、集会、扶助金庫、出版物などを解散、禁止する権限が警察にあたえられた。社会民主党系の運動がこれによって広汎な弾圧を受けたことはいうまでもない。

(3) Vgl. Schmoller, G., Skizze einer Finanzgeschichte von Frankreich, England, Österreich und Preußen (1500-1900), 1909, SS. 53-6.

(4) 大野英二「ドイツ金融資本成立史論」一三六頁以下参照。

(5) 当時の財政状態については、Gerloff, W., Der Staatshaushalt und das Finanzsystem Deutschlands, Handbuch

der Finanzwissenschaft, 1 Aufl., Bd. III, 1/2 Lief., SS. 1-36. を参照のこと。

一八六七年、ビスマルクが労働者に対して恩恵的に与えた普通選挙法の結果、社会民主党は少数ながら議会に代表を送るようになった。ゴータ合同後、一八七七年には代議士数は二名となった(得票数は全投票数の九%)。その後、議会内外における同党の勢力は増大の一途を辿ってゆく。

しかし、一八七五年のゴータ合同当時、社会民主党は一致した理論を持たず、そこには、合同以前のさまざまな思想がそのまま流れこんでいた(ゴータ綱領に対するマルクスとエンゲルスの批判を見よ)。その後数年間の党の行動も、こうした理論的不一致や混乱の存在を物語るものであった。われわれは、その典型的な例を、一八七〇年代後半の、ビスマルクの関税政策転換にあたえた党の評価と、鉄道国有化計画に対する態度とのうちに見出すことができる。

一八七八年の関税政策転換は、さきにも触れたように、「穀物と鉄」のための保護関税とよばれ、工業資本との妥協においてユンカーの利益を守ろうとするものであったと同時に、この関税による収入は少なくとも七一三〇万マルクと評価され、陸軍増強のための財政的基礎をなすものであった。

ところが、これに対する党の態度は、非常に混乱したものであった。七六年の大会においてこの問題に対する党の態度が討議された

とき、党内は三分して相争い、決議も原則的一致点を明確にしない相互の妥協にもとづくものであった。その際の最も致命的な誤りは

保護関税がドイツ工業にとって有利な状態をもたらすものであり、労働者の立場からも賛成しようという見解が党の内部に存在したこと、そして一部議員が議会において賛成投票したことであろう。これはビスマルクの意図の全くの誤認にもとづくものであった。

鉄道国有化問題においても同様であった。帝国内の全鉄道を帝国政府の手に集中しようとする最初の計画は連邦議会によって否決されたが、ただちにそれは、プロイセンの鉄道国有化案としてプロイセン邦議会に提起された。これは財政上の収入確保という目的と同時に、証券取引業者の利益を保護しようとする目的をも持つものであった。ところが、社会民主党のこれに対する評価は次のようないまいた性格のものであった。すなわち、それは、一面において、国有化によって私企業の恣意的な公衆の搾取が廃棄されるという理由で国有化に賛成し、他面において、国有化による国庫収入が不生産的目的のために使用され、ビスマルク政権の基礎が強化されるという理由でこれに反対するというのである。ここにおいても、ビスマルクのもとで国有化政策が持つ意味について、適確な理解に失敗しているのを見うるであろう。

注(6) Gerloff, W., Die Finanz- und Zollpolitik des Deutschen Reiches, 1913, S. 164.

ドイツ社会民主党初期の財政論

(7) Meining, F., Geschichte der Deutschen Sozialdemokratie, 12 Aufl., Bd. IV, S. 117.

(8) エンゲルスは、数年後次のように書いている。「製造業者保護というこのばかげた制度は、産業資本家に対して、地主階級のためのもっとずっと暴虐な独占を支持させるためになげあたえられた餌以外のなものでもない。」「保護関税と自由貿易」選集第二巻四一七頁)

(9) この点については、エンゲルス『ビスマルク氏の社会主義』選集第二巻三三二―三七頁を参照のこと。

(10) Protokoll des Gothaer Kongresses 1876, S. 89. (Calmann, H. M.; Die Finanzpolitik der Deutschen Sozialdemokratie 1867-1914, 1922, S. 76. 以下略)

八〇年代にはいると、社会民主党内のこのような原則的不一致や理論的混乱は、急速に除去されていった。それには、あの「社会主義鎮圧法」による熾烈な攻撃がかえって社会民主党自体の統一を強化したこと、当時の党の理論的なあいまいさの根源とみられたデューリングに対するエンゲルスの批判その他のマルクス主義文献の普及などを考え合わせることができるとであろう。このような過程の反映を、たとえば、タバコ専売問題に見出すことができよう。

一八八一年二月、議会の開院に際して、皇帝は、「タバコの専売と飲酒税の重課」が国民の税負担を軽減させ、地方財政の分担金

(帝国財政の赤字埋合せのために地方各邦国が分担金を出すことになつていた)を減少させ、しかも労働者に対する国家的救済を講ずるために是非とも必要である、と強調した。^(注11) いうまでもなく、これはビスマルクの計画の一環であつた。

これに対する社会民主党の批判は次のごとくであつた。第一に、タバコ専売は、議会の租税協賛権の手のとどかぬところに国家の収入源を置くことになり、ビスマルク政権の優勢と強化を意味する。第二に、専売は、実質的には間接課税による国民の消費の一層の削減と同じ作用を持つ。第三に、専売は、アドルフ・ワグナーが唱導するごとき「プロレタリアの世襲財産」ではなく、科学的社会主義とは全く縁のないものである、^(注12) というのであつた。ここで、すでに「プロレタリア的国家独占^(注13)」を資本制的またはビスマルク的なそれと明確に区別しているのを見ることが出来る。この点は、その後、ビスマルクの国家社会主義的な諸政策が宣伝され実行されてゆくこととなつて一層明確に認識されてゆくのである。^(注14)

皇帝の詔勅にあつた飲酒税問題も含めて、租税政策に対する社会民主党の観点は、主として次のようなところに置かれていたといえる。一つは、いうまでもなく、租税負担の分配の問題であつた。さきにも述べたように、ビスマルクの帝国租税政策が間接税を中心とするものであつたために、その負担はほとんどが労働者階級のうちにかかるものとみなされた。^(注15) 第二の問題は、かかる租税によつて調達された財政資金の用途であつた。文化的目的のためであればそ

の税に賛成するという発言が社会民主党の側からあつたとしても、実際には七割以上が軍事費にさかれる帝国財政の状態では、拒否以外の答はありえない。社会民主党は、ビスマルク政権を軍国主義的と規定することによつて、それと明確に対立する。^(注16) さらに、税の種類によつて、上述のとはことなつた社会経済的影響が論ぜられたことがあつた。火酒税の場合には、その飲用者である下層階級の負担増加と同時に、火酒製造業者に対する特恵的保護が指摘され、また、ブドウ酒課税の場合には、飲酒の質の低下が惹起され、健康に有害である^(注17)、等々というのであつた。このような租税政策上の問題に関するかぎり、国有化問題や関税問題においてみられたような激しい動揺や意見の対立はみられなかつたといつてよいであろう。

このような租税政策上の観点とも関連して、八〇年代にもっとも積極的に展開されたのは、穀物関税反対の運動であろう。それは、この関税が、最も重要な消費物資に対する課税としての人頭税的な大衆課税的な性格と同時に、小農を犠牲にしたユンカーの特権的保護の政策という性格、この二つをきわだつて明確に示すものだからであつた。

アウグスト・ベールは、一八八九年、議会において、七八年関税法の改正を提案して、次のように主張した。^(注18) すなわち、農業経営の代弁者達は、穀物関税導入以来、高い賃金が支払われてきたといふけれども、それは、東部農業地帯から工業地帯への人口の移動にもなつて、東部農業地帯において労働力が欠乏してきたからには

かならない。事実が示しているとおり、穀物関税設定以後も相変わらず一般の職業においては賃金水準は上昇せず、しかもペンの価格は上昇し、一般的に労働者は一層苦しい状態に置かれるようになった、^(注19) というのである。この改正提案には、議会内諸勢力の左翼に属する自由思想党の一部の支持もあたえられていた。

ちょうどその頃、約一〇年間続けられてきたユンカー保護の関税政策は、世界市場に進出しようとする大工業資本の利益と矛盾するようになり、議会内の勢力分布も次第に変わりつつあるときであつた。八九年五月の、八時間労働日制確立を要求して起されたルール鋸山労働者のストライキは、他の地域にも波及して、労働者の広汎な組織的運動が展開された。こうした情勢のなかで、九〇年一月、社会主義鎮圧法は撤廃され、二月の帝国議会選挙を迎えた。社会民主党は、従来の主張であつたこの穀物関税の完全撤廃を要求し、「食糧を騰貴させるものに反対」を訴えて、遂に、各党派中最多の投票数を確保し、三九七議席中の三五(それまでは一一)議席を得たのであつた。かくて社会民主党は、「新航路」の経済政策開始にあつた一層強力に穀物関税反対の闘争を展開していった。そして、それは東エルベのユンカーを孤立せしめ、農民に穀物関税による食糧価格の騰貴を説明し、労働者と農民の同盟を確立しようとする意図するものであつた。

われわれは、以上において、ビスマルクの統治の全期間における社会民主党の政策を、財政上の主要な問題について考察してきた。

それはまた、七〇年代末から八〇年代にかけての党の理論的・実践的な面での成長をあとづけることでもあつた。われわれは、これらについて大体次のように要約することができるであろう。社会民主党のこの時期の政策の基調をなすものは、ビスマルク政権に対する不信任以外のなものでもなかつた。その政権の強化に役立つ方策は一切拒否される。その中心は軍事支出の反対であり、間接税増徴の反対、予算協賛権の一層の民主化の要求であつた。社会民主党の政策の第二の基調をなすものは、保護関税、間接税および専売などによる下層階級全般の税負担の増大、生活不安の増大に対する反対であつた。この両者は結合して、社会民主党のユンカーに対する集中的な攻撃となつたのである。

注(11) Meiring, F., op. cit., Bd. IV, SS. 206-7.

(12) Calmann, H. M., op. cit., SS. 88-9.

(13) カウツキー「農業問題」(向坂訳・岩波版)下巻三四一頁。

(14) 一八九二年の社会民主党のベルリン大会において、リープクネヒトとフォルマールによる次のような共同決議が採択された。「いわゆる国家社会主義は、それが社会改良あるいは労働者階級の地位の改善に従事しているかぎり、社会民主党に対する恐怖をその発生原因とするもので、中途半可な体系にすぎない。社会民主党はその本質において革命的であり国家社会主義は保守的である。社会民主党と国家社会主義とは妥協しえざる対立物である。

- 「Ludwig Nieder, Staatssozialismus & Staatslexikon, 3. u. 4. A. 5. Bd. S. 70」——大河内一男「独逸社会政策思想史」(上)四一八頁による。
- (15) 取引所課税のように、生産を阻害するおそれがなく、それ自体(社会民主党にとって)認めうる租税でも、それが間接税の減税をもたらす場合にのみ賛成すべきである、と考えられている(Calmann, H. M., op. cit., SS. 90-1.)。
- (16) Ibid., SS. 86-7.
- (17) Auer, J., "Das Branntweinmonopol," Die Neue Zeit, 1886. 1 Jahrg., SS. 102-8.
- (18) Calmann, H. M., op. cit., SS. 92-3.

四) むすびにかえて
——ヘルフルト綱領その他——

社会主義鎮圧法のもとでの一二年間の歩みを基礎にして社会民主党が到達した成果の一つは、一八九一年のヘルフルト綱領である。エンゲルスは、この綱領が、「全体としてこんにちの科学の基盤に立っており、そしてこの基盤から論ずることができる」ものであると判断している。^(注1)

この綱領は三つの部分にわかれ、第一は理由文、第二は政治的諸要求、第三は労働者の保護の要求を含むものであった。財政政策に関する要求は、政治的諸要求の(2)年ごとの租税協賛、と、(10)「公共

の支出は、それが租税によってまかなわれべき限りで、累進的所得税と財産税によること。自己評価申告の義務。遺産の大きいと、親等の順位に応じて累進する相続税。間接税、関税その他特権的少数者のために一般の利益を犠牲にするような経済政策上の措置の廃止」^(注2)、この二項であった。

ところで、このような財政政策上の要求などを綱領がかかげたことに関連して、この綱領の理論的部分と実践的部分との間に不一致が存在するとの見方がある。^(注3)これは、理論的部分における市民社会発展の必然性の強調、革命的変革の主張と、実践的部分における社会政策的な要求の提示との間の矛盾を指摘しようとするものであった。いいかえれば、マルクスの主張した、資本制社会における税制改革の無意味さ、限界を強く意識し、社会民主党が社会政策的な意味で租税政策上の要求を綱領のなかへいれることは、「社会主義思想のもっとも重要な主張者に対して一つの危険な妥協を意味していた」と考えるのである。^(注4)この見解は、次に示すゲルロフの考え方も一脈相通するものといえよう。すなわち、「ドイツおよびオーストリアの社会民主党が、その綱領においてほかの点ではほとんどなんらの痕跡をもとめていないラッサール主義の遺産を、この点(間接税廃止の要求)で忠実に守ったことは、本来驚くべきことである。このことは、マルクス主義が租税問題についてほとんど一般になんの立場をも表明しなかったことに関係がある」とゲルロフはいうのである。^(注5)

Archiv für Geschichte des Sozialismus und der Arbeiterbewegung, 10 Jahrg., S. 281.

社会民主党の財政論に対していままでなされてきたこのような評価には、二つの問題があるように思われる。一つは、社会民主党の歴史において、ラッサール主義と修正主義とを根源を同じくする一つの直線的な流れとして理解しようとしていること、従って、そのように理解するならば、本節(四)の最初に引用したエンゲルスの言葉は誤っていることになるのか、という問題であり、第二は、綱領中に租税政策上の要求をかかげたことは危険な妥協であったか、実際マルクスは租税問題についてなんの立場も表明しなかったのだろうか、という問題である。これは、(a)と(b)とで見てきたラッサールや社会民主党初期の財政論をいかに評価するかという問題でもあるので、以下において、その点を考察して結論に代えよう。

- 注(1) エンゲルス『ヘルフルト綱領草案批判』選集第一七卷三七五頁。
- (2) Salomon, F., Die Deutschen Parteiprogramme, Heft II, SS. 66-71.
- (3) Calmann, H. M., Die Finanzpolitik der Deutschen Sozialdemokratie 1867-1914, SS. 100-1.
- (4) Mengelberg, K., Die Finanzpolitik der Sozialdemokratischen Partei in ihren Zusammenhängen mit dem Sozialistischen Staatsgedanken, 1919, S. 30.
- (5a) Gerloff, W., "Steuernwirtschaft und Sozialismus",

ドイツ社会民主党初期の財政論

たしかに、マルクスは、租税が「生産の冗費」にぞくし、「資本主義的生産過程それ自体にとっては偶然の……必然的でも内在的でもない形態」であるとして規定している。従って、どのような税制改革も資本主義的生産様式そのものを変革することはできないし、その矛盾を除去しうるものでもない。マルクスは租税の役割や作用をことうした方向においてではなく、資本主義経済の必然的な発展法則との関連において把握しようとした。その一つの適切な例を、われわれは「資本論」第一巻の「いわゆる本源的蓄積」を論じた章に見出すことができよう。そこにおいて、彼は明瞭に、「公債およびこれに照応する国家財政制度が富の資本化と大衆の収奪とに大きな関与をなす」^(注7)ことを認めていた。より具体的には、租税増大の小市民、小農民および手工業者に対する破壊的な作用、教会、地主および国債所有者に対する直接的な作用などを、彼はしばしば指摘していた。^(注8)彼が租税政策上の要求について論ずるとき、それは、たしかにラッサールの意味においてではなく、「政治的、倫理的」な理由からではなしに、このような資本制社会の運動の客観的認識にまとびて展開された。たとえば、一八六六年、国際労働者協会の大会议のために、彼は次のように書いている。すなわち、間接税と直接税のいずれをえらぶかと問われるならば、「われわれは間接税を

完全に廃止し、全般的にこれを直接税におきかえることをすすめる。その理由は、第一に、直接税は生産に影響をあたえず、商品価格を騰貴させないからであり、第二に、間接税は個人負担額を隠蔽し、その税の用途を監視する努力を押しつづすが、直接税は、負担額を明確に知らせ、かつ政府を監督する気を起させるからである。^(注10) このように、マルクスは、租税を収奪の強化の道具としてとらえると同時に、これによって国家の階級的性格を一層明確に認識する納税者に着目する。納税者の多くを占める労働者が、資本制社会の矛盾の深化にともない、階級として結集してゆく状態のなかで、その立場からする税制改革の要求は、もはや「急進的ブルジョアジーの十八番」^(注11)としての税制改革とは異なったものを意味するにいたる。マルクスは、かかる意味での税制改革要求のありうることを十分に認めていたのである。

この点との関連において、ゴータ合同以前の社会主義者の二つの派の綱領は、興味ある事実をわれわれに示してくる。ラッサール派と呼ばれる全ドイツ労働者同盟の一八六七年の綱領は、具体的要求として、「F.ラッサールの計画にもとづく国家による生産組合の建設」^(注12)をかかげるのみで、財政政策その他についてはならぬ。他方、アイゼナツハ派と呼ばれる社会民主労働者党の綱領には、間接税の廃止と直接的累進的所得税および相続税の採用が、要求の一つとしてかかげられている。^(注13)このアイゼナツハ派が国際労働者協会の理論的影響（あるいはマルクスらのそれ）のもとにあつた

ことは広く認められており、この点からしても、租税政策上の要求をかかげることがただちにラッサールの的であるとするこの誤りは明らかである。

- 注(6) マルクス『直接的生産過程の諸結果』選集第九卷四五頁。
 (7) Marx, K., Das Kapital, (Dietz Verlag, Berlin, 1953) Buch I, S. 796. 訳(青木文庫版)一一五一頁。
 (8) マルクス『労賃』選集第二卷二〇四頁、および『トリー内閣』選集第六卷一四六―七頁参照。
 (9) Calmann, H. M., op. cit., S. 66.
 (10) マルクス『臨時中央委員会代表に対する個々の問題についての指示』選集第一卷一六四頁。
 (11) マルクス『E.ジラルダン・社会主義と租税』選集第六卷二七頁。
 (12) 河合栄治郎「独逸社会民主党史論」(日評版)付録一参照。
 (13) Salomon, F., op. cit., Heft I, S. 88.

以上において見てきたところと、(a)および(b)において考察してきたところを考え合わせるとき、われわれは次のようにいうことができるであろう。
 全ドイツ労働者同盟がその綱領において租税政策にふれていなかったと同じように、ラッサール自身、労働者の状態に対する間接税

の作用に深い関心を示しながら、間接税廃止の要求には積極的な関心を持っていなかった。これは(a)において見てきたところである。たしかに、ラッサールは、労働者の状態を深く観察し、その立場に立って発言し、ブルジョアデモクラシーの運動(進歩党)からプロレタリアートの運動を切り離して、独自の労働者政党を設立するという歴史的任務をはたしたのであった。しかし、彼が労働者階級の解放の基本的方策として示した普通選挙権施行と、国庫補助による生産組合の設立という二つの要求は、ビスマルクがみずからのポナバルト的支配を樹立するために利用しようとするものにこそなつたとしても、その後の歴史において労働者階級解放の道を正しく示すものではありえなかつた。彼はビスマルクを批判しえずに、ビスマルクに希望を託そうとすら試みたのである。

エルフルト綱領に到る社会民主党の歩みがラッサールと基本的なこととなるのは、まさにこの点においてであった。ビスマルクの財政政策に対する社会民主党の対応の過程は、(a)において見てきたように、ビスマルク体制に対する全般的な批判展開の過程であった。成立当初の混乱にもかかわらず、それは次第に克服されて、国家社会主義的イデオロギーへの反対、ユンカーの特権的利益保護への反対

の方向が明確となり、やがてそれは、労働者の組織的運動との結合を背景としつつ、社会民主党独自の租税政策上の要求を展開するに到るのである。これは、マルクスが志向したのと同じ方向においてのものであったとみることができよう。ラッサールが間接税制度を批判しながらその具体化の道を見失ったのはこととなり、社会民主党の場合には、このようにしてその道を見出しえたと考えてよいのではなからうか。従って、ここにおいて、社会民主党はその財政政策においてもラッサールの影響を克服しえたと考えてよいのではなからうか。^(注14)

注(14) このようにいう場合、もちろん、修正主義の問題などを無視しているのではない。ビスマルク体制の崩壊と「新航路」の経済政策の開始に直面して社会民主党は新しい局面を迎えたわけであり、そこにおける国家権力の評価いかんは、まさにその後の社会民主党の歩みに決定的な意味を持つものであつた。これらの問題についてはあらためて別の機会に考察する。

(一九五七・一・三一)